

第 8 回 那珂川市農業委員会会議録

令和 2 年 1 1 月 1 0 日、那珂川市農業委員会会長は、令和 2 年度第 8 回農業委員会定例会を那珂川市福祉センター 3 階会議室に招集した。

議案第 2 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（4 件）
 議案第 3 0 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（2 件）
 議案第 3 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について（1 件）
 議案第 3 2 号 非農地審議について（1 件）

報告第 2 1 号 令和 2 年度利用意向調査（農地パトロール）の調査結果について
 報告第 2 2 号 専決処分について 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出（合意解約）について（4 件）

〈農業委員〉 8 人

〈農地利用最適化推進委員〉 4 人

〈事務局〉 3 人

開会 （午前 9 時 3 0 分）

議 長	<p>農地利用最適化推進委員が 1 名、欠席の連絡がありました。</p> <p>ただいまから令和 2 年度第 8 回農業委員会を開会します。</p> <p>議事録署名人の指名を行います。3 番委員、4 番委員を指名します。</p> <p>議事に入ります。</p> <p>議案第 2 9 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 番号 1 この案件は、●委員が関係する案件ですので、採決が終わるまでの間、退室をお願いします。</p>
	（●委員 退室）
議 長	<p>それでは、事務局から説明させます。</p> <p>事務局、お願いします。</p>

事務局	議案第29号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。
議長	担当の6番委員の意見を求めます。
委員	現地を確認しましたが、特に問題ないと思います。
議長	各委員から質問等を求めます。 はい、●委員。
委員	資料の五郎丸にある田んぼで、赤線が引いているところとは別の2筆が現況は圃場1枚になっていますけれども、この作手のほうはどうなっているのでしょうか。
議長	事務局、お願いします。
事務局	こちらは譲渡人の土地で、所有権移転はしていません。今回の申請の農地のみを所有権移転を行います。
議長	●委員、よろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	ほかに質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 ●委員は入室してください。
	(●委員 入室)

議 長	次に、議案第 29 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 番号 2 を事務局から説明させます。
事務局	議案第 29 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 番号 2 を説明した。
議 長	担当の 3 番委員の意見を求めます。
委 員	事務局と現地を見に行きましたが問題ありません。
議 長	各委員から質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第 29 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 番号 3 を事務局から説明させます。
事務局	議案第 29 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 番号 3 を説明した。
議 長	担当は私です。特に問題はありませんでした。 各委員からの質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第29号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号4を事務局から説明させます。
事務局	議案第29号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号4を説明した。
議 長	担当は私です。特に問題はありませんでした。 各委員からの質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質問なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第30号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第30号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。
議 長	担当は私です。現場の状況については、水田がたくさんあるため、その水田の水路関係に支障がないように、地権者及び担当者とで立ち会い、承諾済みです。随時、私が確認をして支障がないようにしています。異常があれば業者等に現状の説明をして、対処したいと考えています。 各委員からの質問等を求めます。 はい、どうぞ。

委員	文化財の確認願を見ると、場合によっては試掘調査が必要 ですという回答がありますが、今現在、ある程度埋めてい るという状況のようですが、試掘調査関係はどうなってい ますか。
議長	事務局、お願いします。
事務局	業者への確認によると、現在、試掘調査を行っており、工 事の前段階となります。
委員	分かりました。
議長	ほかに質疑はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第30号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号2を事務局から説明させます。
事務局	議案第30号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号2を説明した。
議長	担当は私です。現場を確認しましたところ、施工業者の方 が、進入道路については、砂利舗装では危険性を伴うの で、アスファルト舗装にするとのことでした。また、境界 には外柵を設置するということでした。 まだその段階には至っていませんが、工事の進捗状況に応 じて随時確認をする必要があると思います。 各委員からの質問等を求めます。

	(質問・意見なし)
議 長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第31号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 事務局から説明させます。
事務局	議案第31号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 番号1を説明した。
議 長	各委員からの質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第32号 「非農地審議について」は、今年の8月に委員会で農地パ トロールを実施し、状況確認を行い、山林化または再生不 可能と確認された農地について審議を行います。 事務局より説明させます。
事務局	議案第32号 「非農地審議について」 を説明した。
議 長	各委員から質問を求めます。

	(質問・意見なし)
議長	質疑がないようですので、採決を行います。 提案した農地について、非農地とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 次に、報告第21号 「令和2年度利用意向調査（農地パトロール）の調査結果について」 事務局から説明させます。
事務局	報告第21号 「令和2年度利用意向調査（農地パトロール）の調査結果について」 調査結果を報告した。
議長	次に、報告第22号、番号1から番号4について、事務局から簡単に説明させます。
事務局	報告第22号 専決処分について 「農地法第18条第6項の規定による届出について」 番号1から番号4を説明した。
議長	本日の議案・報告は終了し、第8回農業委員会は閉会した。
	10時 13分 閉会